平成２３年（フ）第４９１号
北九州市八幡東区荒手１丁目21番10号
債務者　岩本　志穂
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１７号
沖縄県那覇市辻２丁目13番17号仲原アパート301
債務者　垣花　弘明
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２６号
沖縄県那覇市首里崎山町４丁目74番地
債務者　砂川　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３９号
沖縄県糸満市西崎町３丁目22番地　宮里アパート303号
債務者　嘉数めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２０１号
名古屋市北区辻町１丁目54番地の１　サイコーコーポ303号
債務者　森　　忠征
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２９号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央21番地の20
債務者　ビューティサンこと　原　　年子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２号
青森市松森３丁目16番11号　メゾンエンブレムⅡ203号
債務者　鳴海　　育
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５９号
名古屋市西区歌里町205番地　桜井コーポ403号
債務者　半田　智子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8123番地24　シーサイド志布志106号
債務者　藏ケ崎建明
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
青森県弘前市大字浜の町東３丁目10番地１　コーポひまわり107号
債務者　田中　綾香
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字城西５丁目17番地　市営住宅Ｃ―201号
債務者　城戸　裕之
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２５号
宮城県登米市津山町横山字上の山27番地
債務者　西城　泰憲
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２６号
宮城県登米市津山町横山字上の山27番地
債務者　西城ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１０３２号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字丸山14番地の38
債務者　髙橋　　治
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３４号
愛知県半田市宮路町２番地　中芝荘103号
債務者　竹中　光子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１６７０号
東京都江戸川区江戸川６丁目１番地21
破産者　有限会社武瑩工務店
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８１５号
東京都千代田区内神田１丁目７番10号
破産者　株式会社中川印刷所
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５７５号
東京都江東区豊洲１丁目３―18―604
破産者　杉浦　滋彦
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部